

鳥獣被害対策緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰に直面する農業者の経済的負担を軽減するとともに、富良野市農業及び農村基本条例（平成20年条例第28号）第12条第4号の規定に基づき、深刻化する有害鳥獣による農畜産物の被害防止対策に資する被害防止柵（以下「防止柵」という。）の設置に対して交付する鳥獣被害対策緊急支援事業補助金に関して、市費補助金交付規則（昭和62年規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、市内の認定農業者又は、認定新規就農者で構成される団体とし、その構成員は3者以上とする。

(対象経費及び防止柵の種類)

第3条 対象経費は、防止柵の設置に要する資材に係る購入経費とする。また、施工費用は除くものとする。

2 対象とする防止柵の種類は、電気柵とし、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 防止柵を面的に整備することで施策の効果が最大限発揮されるよう、原則同じ地域計画内に属する対象者3者以上で組織する団体であること。
- (2) 令和8年4月1日から令和9年1月31日までに防止柵の導入が完了すること。
- (3) 設置後、耐用年数内は適切な維持管理を行うこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金は、予算の範囲内で交付するものとし、補助率を対象経費の3／5（60％）以内とする。また、設置する防止柵の上限を対象者一戸当たり1,000mとする。

- 2 市長は、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。
- 3 他の補助事業との併用は、不可とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 購入予定資材の見積書の写し
- (2) 設置予定位置図（ほ場図）
- (3) その他、市長が必要と認めるもの

2 交付申請前に事業に着手している場合は、前項の申請書に指令前着手理由書（別記第2号様式）を添付しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、交付決定通知（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。なお、施設等の設置状況及び経営耕地面積の確認等について、必要に応じて調査できるものとし、申請者はその調査に協力するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申請書を受理し審査した結果、承認しない場合は、その理由を付して申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、事業の目的、内容、効果等を総合的に勘案し、やむを得ないと認める場合で、かつ、事業着手後の交付申請であっても補助金の目的に合致すると認める場合は、交付決定を行うことができるものとする。
- 4 申請者は、やむを得ない理由により第3条第2項第2号に規定する期間内での導入ができないときは、執行遅延報告書（別記第4号様式）により速やかに市長に報告することとし、指示を受けなければならない。

(完了報告及び実績報告)

第7条 申請者は、防止柵を導入したときは防止柵導入報告書（別記第5号様式）を提出するものとする。

- 2 市長は、防止柵導入報告書を受理したときは導入検査を行うものとする。
- 3 申請者は、導入検査ののち、実績報告書（別記第6号様式）及び請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(取消等)

第8条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、

補助金を取消し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の方法により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 鳥獣被害対策緊急支援事業補助金交付要綱並びに関係法令に違反したとき。
- (3) 事業の中止又は繰延をしたとき。
- (4) 事業の執行が方法不相当と認めたとき。
- (5) その他不正の行為があったとき。

2 補助金の交付を受けたものが、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じその当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期日については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

3 補助金の返還を命じられたものが、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日まで日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

（書類の保存）

第9条 交付決定を受けた者は、交付対象経費の支出内容を証する書類を整備し、関係書類とともに翌年4月1日から起算し5年間保存しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月30日から施行する。

別記第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

鳥獣被害対策緊急支援事業補助金交付申請書

富良野市長 様

申請者

住 所：

団体名：

代表者名：

連絡先：

鳥獣被害対策緊急支援事業補助金交付申請書を下記のとおり提出します。

記

1. 補助対象経費（税抜き） 金 円

2. 事業参加者名／防止柵延長

住所	氏名	設置する防止柵延長
		m
		m
		m
		m
		m
		m
		m
		m
		m
		m

3. 導入予定日 年 月 日

4. 添付書類

- （１） 購入予定資材の見積書の写し
- （２） 設置予定位置図（ほ場図）
- （３） その他、市長が必要と認めるもの

別記第2号様式（第5条関係）

年 月 日

鳥獣被害対策緊急支援事業補助金

指令前着手理由書

富良野市長 様

申請者

住 所：

団体名：

代表者名：

鳥獣被害対策緊急支援事業について、下記の理由により指令前に着手いたしました。

記

別記第3号様式（第6条関係）

鳥獣被害対策緊急支援事業補助金交付決定通知

富良野市指令第 号

年 月 日

様

富良野市長



年 月 日付で申請のあった鳥獣被害対策緊急支援事業補助金に対し、
金 円 を交付します。

ただし、次の事項を承知されたい。

1 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付を取消し、補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

(1) 虚偽の方法により補助金の交付を受けたとき。

(2) 鳥獣被害対策緊急支援事業補助金交付要綱並びに関係法令に違反したとき。

(3) 事業の中止又は繰延をしたとき。

(4) 事業の執行が不相当と認めたとき。

(5) その他不正の行為があったとき。

2 補助金の交付を受けたものが、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じその当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期日については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

3 補助金の返還を命じられたものが、納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日まで日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

別記第4号様式（第6条関係）

年 月 日

鳥獣被害対策緊急支援事業補助金執行遅延報告書

富良野市長 様

申請者

住 所：

団体名：

代表者名：

年 月 日付富良野市指令第 号をもって補助金交付の決定を受けた鳥獣被害対策緊急支援事業補助金について、下記遅延の理由により予定の期間内に完了する見込みがなく、報告いたしますので指示願います。

記

1. 遅延の理由

2. 導入見込み予定日

別記第 5 号様式（第 7 条関係）

防止柵導入報告書

年 月 日

富良野市長 様

申請者

住 所：

団体名：

代表者名：

年 月 日付け富良野市指令第 号 で交付決定を受けた鳥獣被害対策緊急支援事業について、導入が完了しましたので鳥獣被害対策緊急支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、防止柵導入報告書を提出します。

記

防止柵の導入状況

納品日	
確認又は検査の年月日	
確認者又は検査員の氏名	

別記第 6 号様式（第 7 条関係）

鳥獣被害対策緊急支援事業補助金実績報告書

年 月 日

富良野市長 様

申請者

住 所：

団体名：

代表者名：

年 月 日付け富良野市指令第 号で交付申請を受けた鳥獣被害対策緊急支援事業補助金について、防止柵の導入が完了しましたので実績報告書を提出します。

記

1. 補助対象経費（税抜き） 金 _____ 円

2. 補助金交付額 金 _____ 円

3. 導入日 年 月 日

4. 添付書類

（１） 補助対象経費の内訳が記載された領収書（支出したことがわかるもの）

（２） その他、市長が必要と認めるもの

別記第 7 号様式（第 7 条関係）

鳥獣被害対策緊急支援事業補助金請求書

年 月 日

富良野市長 様

住 所：

団体名：

代表者名： ⑩

鳥獣被害対策緊急支援事業補助金を下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 _____ 円
2. 振込先口座 金融機関名 _____ 農協 ・ 銀行 ・ 信用金庫
支店名 _____ 出張所・支店
預金種目 普通 ・ 当座
口座番号
フリガナ
口座名義